



○長野県告示第132号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 3月 4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 起業者の名称
中 野 市
- 2 事業の種類
農業集落排水事業科野地区処理施設建設事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分
中野市大字笠原字ひどろ地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
中野市役所

企 画 課

○長野県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年 3月 4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

- 茅野都市計画道路 3・4・5号参宮線
3・2・1号木舟新井線
3・5・8号中河原上原線
3・6・18号玉川線
3・6・21号坂室茅野線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・5号参宮線

平成9年長野県告示第809号の土地の区域のうち茅野市宮川字清水道下、字相本河原、字下馬沢、字下馬古川及び字大道下の各一部を変更する。

3・2・1号木舟新井線外3路線は、都市計画法改正及び政省令の改正に伴い車線数を付加するもので、土地の区域に変更はない。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課